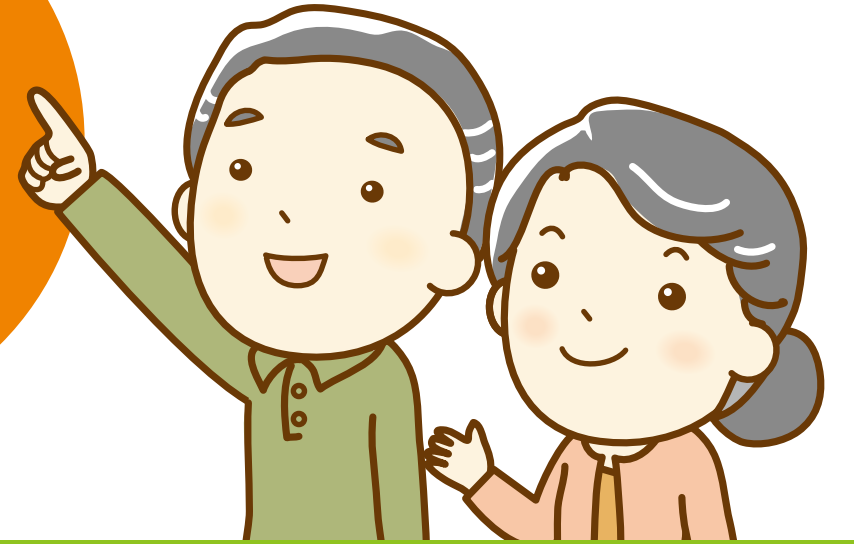


法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続きを
応援します!



平成29年5月29日(月)よりサービス開始!!

面倒な相続手続きを
より速く!
より便利に!

未来につなぐ相続登記
不動産の
相続登記を
お忘れなく!
次の世代へのつとめです



法定相続情報

被相続人 法務太郎	法務一郎
法務花子	相続促子
	登記 進

登記官 ○○○○ 印



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記を含む各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります*。

*相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳細内容は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

法務省民事局